

音事協平18第09-03

平成18年9月22日

文化庁長官 河合 隼雄 殿

社団法人 日本音楽事業者協会  
会長 井澤 健

〒151-0051  
東京都渋谷区千駄ヶ谷1-26-3  
TEL: 03-3404-4133  
FAX: 03-3470-6172  
jame@jame.or.jp

## 要 望 書

社団法人日本音楽事業者協会は、貴庁で準備されております IP マルチキャスト放送に係わる著作権法改正に関し、下記の通り要望致します。

### 1. 要望の前提として —— 改めて「許諾権」の重要性の認識を

当協会は、「IP マルチキャスト放送を著作権法上の有線放送と同等に位置付け、そのために必要な権利者の権利の制限を行い、権利者への保障措置として報酬請求権を付与する」(文化審議会著作権分科会法制問題小委員会報告書(案))との結論に基づき、貴庁が著作権法の改正を進められていることを遺憾に存じます。

元々IP マルチキャスト放送を有線放送と同等に位置づけるという発想は、IP マルチキャスト放送を本来の“通信”の枠内においたままでは、実演家等が有する許諾権が働いて権利処理が煩雑となり、コンテンツ流通に支障をきたすた

め、許諾権が働かない有線放送に組みこんで権利クリアランスをスムーズ化しコンテンツ流通を促進しようというものです。しかし権利の切り下げによるコンテンツ流通拡大策だけでは権利者は納得しないと考えられるので、新しい権利として報酬請求権を付与しようという施策と理解されます。

この施策の実現のための妙案として導入されたのが「放送と通信の融合」というキーワードではなかったかと推察致すところではありますが、その極めて“便利かつ曖昧”なフレーズにより、「放送」と「通信」の本来的機能の区分が溶解され、権利者の権利までが融かされ変容されようとしているのです。

この（強引の感を否めない）IP マルチキャスト放送促進の狙いは、「地上デジタル放送の全面移行というきわめて公共性の高い目的を達成するため」（同報告書（案））にあるとのことですが、アーティストビジネス関連事業者から成る当協会としては、そこに包含される「許諾権の切り下げ」には単純に肯首できません。本稿は「意見書」ではなく「要望書」ではありますが、要望の趣旨をよりよくご理解いただくための前提として、まずはこの点を簡単に論述させていただきます。

一般にコンテンツの流通促進論者やメディア関連事業者には、「このメディアの多様化時代に、許諾権をもってコンテンツの流通拡大を妨げようとする理由が分からない。コンテンツの流通拡大とそれに伴う新たな報酬の発生は、権利者側にはむしろ有益であるはずだ」という素朴な見方が実に多く、今回の IP マルチキャスト放送についても同様です。

アーティストビジネス未経験者に散見されるこのような見方の根底には、「情報の流通拡大は常にプラスであるはずだ」という誤認が潜在します。しかし、ニュース情報のように流通が無制限に拡大してもヴァリューが低下せず、むしろ流通拡大が望まれる性質の情報とは異なり、アーティスト情報は流通量の増大や流通環境の質的变化により価値が低下する場合があります。

詳述は省きますが、情報露出の量や質をコントロールし、アーティストの価値をどのように高めてブランド化を図るかがアーティストビジネスのキーポイントであり、アーティストビジネス関連者が「許諾権」に固執する基本的理由もそこにあります。そして、アーティストの価値の低下がひいては芸能文化の衰退に繋がることは改めて指摘するまでもありません。

以上、許諾権の重要性をご認識いただけるなら、以下の要望の趣旨もよりよくご理解いただけるものと確信致します。

## 2. 「契約に別段の定めがない限り」という文言を挿入

仮に、送信可能化権が報酬請求権に切り下げられ著作権法が改正されるとしても、当協会としては、現行著作権法の第93条にあるような「契約に別段の定めがある場合は、この限りではない」、あるいは第94条にあるような「契約に別段の定めがない限り」という文言を是非とも挿入していただきたく要望致します。

言うまでもなく、権利者にとって、契約は法律と同様、ときにはそれ以上に重要な意味を有します。なぜなら、ビジネス現場には、法律に規定されない権利行使の実態が無数に存在し、それらへの現実的な対応手段として、法律の条文には規定されない細部の取り決めが契約で行なわれ、法律を補完しながらビジネスが遂行されているのが実情だからです。いわば法律が大きな括りであるとするなら、その括りでは網羅しつくせない微妙微細な取り決めを契約の中に規定することでビジネスの円滑化を図る、それが契約の機能に他なりません。

現行著作権法の規定の中で、「契約」に触れている条文は上記の二か条です。これらの文言が法律条文に付与されている理由も、「放送のための固定」(93条)や「放送のための固定物等による放送」(94条)には、一般論としての規定では網羅し難く一様には処理し切れない微妙微細な判断を要する事柄が存在するからです。

無論、今回の法改正の目的が、既に実演家に認められている送信可能化権＝許諾権の剥奪にあるのではないことは明らかです。ならば、実演家が自主的に権利を確保する方法として、上記の「契約」に関わる文言を挿入されることを切望する次第です。

なお、現行著作権法の放送等における実演家の権利は、著作者に比べて弱められているのが現状です。しかし、本来コンテンツ流通には、実演家の存在は不可欠です。というより、例えば一つの「歌」というコンテンツは、作詞・作曲、そして歌唱という、著作者と実演家のコラボレーションによって成立するものである事実と併せ考えるならば、その流通において働く権利は同質等価で

あるべきです。

この基本認識において、当協会は、本来なら著作者には認められている許諾権を実演家にも認めることを切望しますが、それが困難なら現実論として上記の「契約」に関わる文言を付与していただきたいと要望致します。

### 3．第92条第2項第2号イ、口の適用除外の見直しを

併せて、当協会は、実演家の放送権及び有線放送権の適用除外を規定した第92条2項第1号(放送される実演を有線放送する場合)を改正するとすれば、同じく適用除外を定めた同条同項第2号イ(許諾を得て録音され、又は録画されている実演)、口(許諾を得て映画の著作物において録音され、又は録画されている実演)についても見直しをご検討いただきたいと要望致します。

### 4．5団体処理ではなく個別契約の原則で

上記報告書(案)は、「著作権契約の在り方」について、「従来型の有線放送事業者に配慮した契約ルールの方策」として、「従来型の有線放送事業者については、現在実施されているいわゆる5団体処理を参照とするなど、有線放送事業者に配慮した契約ルールの方策が望まれる」としています。

これは、「IP マルチキャスト放送における権利処理も、5団体処理で行なうように」という示唆と受け取れなくはないのですが、いわゆる(社)日本音楽著作権協会、(協)日本シナリオ作家協会、(社)日本文藝家協会、(協)日本脚本家連盟、(社)日本芸能実演家団体協議会による権利者5団体処理は、現行著作権法施行時の過渡的措置であり、そのため5団体連名で一括契約を結んできたものであります。

今回法改正が行なわれるとすれば、個々の権利者団体による個別契約の原則に立ち返るべきではないかと考えます。

なお、当協会は、当初から5団体には参加しておらず、法改正により報酬請求権が規定されれば、独自の立場を主張したいと考えております。

以上